協議１号

長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（案）
要綱

教育委員会事務局総務課

事　　項	説　　明
１　改正の理由	教育委員会事務局の課に教育幹を新たに置くこと等に伴い、改正するもの
２　改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 必要に応じ、教育委員会事務局に置く職から学校支援官を除く（第４条の２関係）。 (2) 必要に応じ、教育委員会事務局の課に置く職に教育幹を加える。 (3) 教育幹は、上司の命を受け、特定事務を処理するほか、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を掌理するとともに、課の所管事務の一部を分担するものと定める。 （以上第５条関係）
３　施行期日	令和８年４月１日から施行する。
４　審議状況	(1) 総務部総務課との協議　　３月１０日 (2) 教育委員会法規審査会の決定　　月　　日

長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（案）

長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和41年長野市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第４条の２第１項及び第３項中「、主幹及び学校支援官」を「及び主幹」に改める。

第５条第２項中第17号を第18号とし、第７号から第16号までを１号ずつ繰り下げ、第６号の次に次の１号を加える。

(7) 教育幹

第５条中第19項を第20項とし、第９項から第18項までを１項ずつ繰り下げ、第８項の次に次の１項を加える。

９　教育幹は、上司の命を受け、特定事務を処理するほか、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を掌理するとともに、課の所管事務の一部を分担する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則　新旧対照表

改正後	改正前
○長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第５号 （教育次長副任等） 第４条の２　必要に応じ、事務局に教育次長副任、局付及び主幹を置く。 ２　略 ３　局付及び主幹は、事務職員又は技術職員をもつて充て、上司の命を受けて特定の事務を処理する。 （職員の職の設置及び職務） 第５条　略 ２　必要に応じ、課に次の職を置く。 （１）～（６）　略 （７）　教育幹 （８）～(18)　略 ３～８　略 ９　教育幹は、上司の命を受け、特定事務を処理するほか、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を掌理するとともに、課の所管事務の一部を分担する。 10～20　略	○長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第５号 （教育次長副任等） 第４条の２　必要に応じ、事務局に教育次長副任、局付、主幹及び学校支援官を置く。 ２　略 ３　局付、主幹及び学校支援官は、事務職員又は技術職員をもつて充て、上司の命を受けて特定の事務を処理する。 （職員の職の設置及び職務） 第５条　略 ２　必要に応じ、課に次の職を置く。 （１）～（６）　略 （新設） （７）～(17)　略 ３～８　略 （新設） ９～19　略